



昭和 57 年 商業 統計 調査
指定統計 第 23 号 商業 調査 票
(個人 用)

昭和 57 年 6 月 1 日

乙

票番 産業分類

市区町村番号 基本調査区番号 商店番号 大規模店舗番号

記入に当たっては、別紙の記入注意をよく読んでください。
この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所(店舗)だけについて記入してください。
欄は商業統計調査員又は市区町村、欄は都道府県又は市区町村、欄は

通商産業省

この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。
この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により固く禁じられております。調査票は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。

1. 商店名及び所在地 フリガナ 電話() 局番
商店名
所在地()
都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地ビル内 号階
2. 商店の本支店別
1. 単独店(支店を持たない商店) 2. 本店(支店を持っている商店) 3. 支店
3. 商店の開設年
1. 昭和19年以前 2. 昭和20年~53年 3. 昭和54年以後
4. 営業形態
1. 小売業のみ記入してください。 2. 製造小売店 3. 割賦販売店(製造小売店を除く) 4. 1,2,3.以外の小売店
5. 売場面積
1. 小売業のみ記入してください。 2. 単位は平方メートルで記入してください。(1坪=3.3平方メートル)
6. 開店時刻及び閉店時刻
1. 小売業のみ記入してください。 2. 原則として6月1日現在で記入してください。 3. 開店・閉店時刻には午前・午後をあてはまる番号を、終日営業の場合には5.を○でかこんでください。
7. ボランタリー・チェーン又はフランチャイズ・チェーン組織への加盟の有無
1. 小売業のみ記入してください。 2. あてはまる番号を○でかこんでください。

8. 従業者数
1. 昭和57年6月1日現在で記入してください。 2. この店の業務に従事している従業者の数を記入してください。
区分 男(人) 女(人) 計(人)
ア. 個人事業主及び家族従業者
イ. 常時雇用従業者
ア, イの合計
9. 年間商品販売額
1. 昭和56年6月1日から昭和57年5月31日までの1か年間の販売額を記入してください。 2. 本店の場合は本店分のみ販売額を記入してください。 3. 本支店間の商品振替分は「卸売」として記入してください。 4. 商品名, 分類番号は申告用「商品分類表」によって、金額の多いものから順に記入してください。
商品名 卸売・小売のうちあてはまる方を○でかこんでください。 分類番号 十億 億 千万 百万 十万 万円
合 計
10. 修理工料, サービス料, 仲立手数料の収入額
昭和56年6月1日から昭和57年5月31日までの1か年間の収入額を記入してください。
11. 商品手持額
1. 昭和57年6月1日現在の手持額を記入してください。 2. 製造小売の商品については、その原材料及び半製品を含めます。

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の項目欄の説明とこの記入注意及び商品分類表を参照してください。

一般事項

1. 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りように記入してください。
2. 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
3. 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、斜線を引かないで、空欄にしておいてください。調査事項の欄の一部に該当があって、他は余白になる場合には「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

項目1. 商店名及び所在地

商店名は、略称でなく、正規の名称を記入してください。原則として商号又は屋号を記入しますが、それが無い場合は事業主(経営者)の氏名を記入してください。

項目3. 商店の開設年

- (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。
- (2) 支店の場合は、本店の開設年でなく、この支店の開設された年を記入してください。

項目4. 営業形態

小売業の商店は、次の営業形態のうち、あてはまるもの一つを選んでその番号を○でかこんでください。

- (1) 「1. セルフサービス店」
セルフサービス店とは売場面積のうち50%以上について、(ア)あらかじめ包装され、値段が付けられている商品を、(イ)店に備えてあるバスケットなどにより、客が自分で取り集め、(ウ)売場の出口などに設けた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売店をいいます。
- (2) 「2. 製造小売店」
製造小売店とは、自店内で製造した商品を主として、その場所で個人用又は家庭消費用に小売する商店をいいます。
- (3) 「3. 割賦販売店」
割賦販売店とは、年間商品販売額の総額の50%以上について割賦販売(購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売すること)を行っている小売店をいいます。

なお、「ローン」販売もここに含めます。ただし、「割賦販売」を行っているも、その商店が「製造小売店」(家具製造小売など)である場合は上記(2)「製造小売店」に○を付けてください。

- (4) 「4. 1、2、3以外的小売店」
1、2、3以外的小売店とは「セルフサービス店」、「製造小売店」、「割賦販売店」以外的小売店をいいます。

項目5. 売場面積

- (1) この欄は小売業のみ記入します。
- (2) 自動車小売業及びガソリンステーションは記入する必要はありません。
- (3) この商店が商品販売のために使用している延床面積を記入してください。
- (4) 売場面積に含める部分
ア. 売場
直接物品販売の用に供する部分。
イ. 売場間の通路
売場と売場を結ぶ客用通路。
ウ. ショールーム

- エ. ショールーム等
商品の展示又は実演の用に供する施設。
 - オ. サービス施設
手荷物一時預り所等及び案内所等。
 - カ. 承り所等
写真のDPE及びクリーニング承り所等
 - キ. 物品加工修理所
カメラ・時計等の加工修理所
- (5) 売場面積に含めない部分
- ア. 階段
 - イ. エスカレーター
 - ウ. エレベーター
 - エ. 食堂、喫茶室
 - オ. 文化催場
 - カ. 便所
 - キ. 事務室
 - ク. 倉庫
 - ケ. 製造小売業の商品を製造するための作業所

項目6. 開店時刻及び閉店時刻

- (1) この欄は小売業のみ記入します。
- (2) 新聞小売業及び牛乳小売業は記入する必要はありません。
- (3) 原則として調査日(昭和57年6月1日)現在の開店、閉店時刻をいいます。
この場合、調査日が休業及び特別セール等により開店、閉店時刻が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常の時刻とします。
- (4) 開店時刻とは、商店の出入口が開いて来客が自由に入店できる時刻をいいます。また、閉店時刻とは来客に退店してもらうべき時刻をいいます。
- (5) 次のような場合は以下の要領で記入してください。
ア. 開店、閉店時刻がその商店の部門によって異なる場合は、その商店の主たる部門の時刻とします。
イ. 製造小売業の場合は、商品の製造に要する時間を含みません。
ウ. セールスマン及び配達員が従事している商店の取扱いは次のとおりです。
(ア) 店頭販売をしている場合は、セールスマン及び配達員の営業時間は含みません。
(イ) 店頭販売をしていない場合は、セールスマン及び配達員の出勤、帰店時刻とします。

項目7. ボランタリー・チェーン又はフランチャイズ・チェーン組織への加盟の有無

- (1) この欄は小売業のみ記入します。
- (2) 「ボランタリー・チェーン」とは、各地に散在する同一業種の小売商(一部卸売商を含む)がそれぞれ独立した経営を保ちながら本部を中心に共同仕入れ、共同配送、共同宣伝、共同売出し、その他の共同事業を統一的行うチェーン組織をいいます。
 - ① ボランタリー・チェーンの特色として次の点があげられます。
ア. 加盟店は本部の運営に参加しません。
イ. 本部は小売業者が主宰するものと卸売業者が主宰するものとがあります。
ウ. 本部は出資会社、協同組合または任意団体のかたちをとっています。
エ. 本部は加盟店と共同して商品の仕入、売出し、宣伝、配送等のほか、商品管理、店舗陳列設計、情報提供、従業員教育などの事業を行っています。
 - ② なお、ボランタリー・チェーンのなかには、フランチャイズ・チェーンと同様な運営方式をとっているものもありますが上記の特色があるものはボランタリー・チェーンに含めます。
- (3) 「フランチャイズ・チェーン」とは、チェーン本部(フランチャイザー)が、加盟店(フランチャイジー)との契約で、特定の商標、商号等を使用して、同一

性のイメージのもとに事業を行う権利を与え、ともに、本部が経営手法を提供して経営指導を行い、継続的に加盟店に商品を供給するとともに、これらの対面として本部が加盟店から加入金、保証金、ロイヤリティ(定期的な納入金)などを徴収するようなチェーン組織をいいます。

- ① フランチャイズ・チェーンの特色として次の点があげられます。
ア. 加盟店は本部の運営に参加できません。
イ. 本部は契約上加盟店に対して特定の商標、商号等を使用させる旨の定めがあり、加盟店はあたかも同一企業支店のようにみえます。
ウ. 本部は加盟店に対しあらかじめ開発した経営手法(品揃え、販売促進、経営管理など)を与え、経営指導を行います。
エ. 本部は提供した商標、商号等、経営手法及び経営指導の対面として加盟店から一定の金銭(加入金、保証金、ロイヤリティ)を徴収します。
- (4) 次の組織のみに加盟している場合は、ボランタリー・チェーン及びフランチャイズ・チェーン組織の加盟店とはなりません。
 - ① メーカー系列の組織(医薬品、化粧品、自動車、自転車、家庭用電気機械器具、ガソリンスタンドなどにみられる。)
 - ② 商店街組織
 - ③ 日専連、日商連等のチケット販売組織
 - ④ 単なる親睦会などの組織

項目8. 従業者数

- (1) 従業者とは昭和57年6月1日(又はこれに最も近い給与締切日)現在で、この店の業務に従事している者をいいます。
なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含みます。
また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けなかった者は在籍者であっても除きます。
- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって毎月一定の給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (3) 「常時雇用従業者」とは一定の期間を定めないで、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。事業主の家族であっても給与を支払われている者はここに入ります。また、昭和57年4月、5月のそれぞれの月において18日以上雇用した臨時者を含めます。

項目9. 年間商品販売額

- (1) 商品名及び分類番号
ア. 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、小売したときは小売部門の商品名を、また、卸売したときは、卸売部門の商品名を分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。
イ. 取扱商品(商品分類表の商品区分)が2つ以上ある場合は過去1か年の販売額の多いものから順に記入してください。調査票記入欄に記入しきれない場合は補助紙を継ぎ足して記入するようにしてください。
なお、販売額が少ない商品については総額の一部を超えない限度で一括して便宜上「その他」という名称で最後の欄に記入し卸売の場合は「41999」、小売の場合は「49999」の分類番号を付しても差し支えありません。
- ウ. 取扱商品がこの分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名(商標名でなく一般的な名称)を記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。
- (2) 年間商品販売額

年間商品販売額は、昭和56年6月1日から昭和57年5月31日までの販売額を記入してください。

なお、この期間で記入することが困難な場合は最寄りの決算日前1か半年間の販売額でも差し支えありません。(項目10についても同様にしてください)

- ア. 次の場合も販売額に含めます。
イ. 他から商品販売を委託されている商品(受託品)の販売額
ウ. 自店内で製造した商品を小売し、併せて、卸売、(製造卸)も行っている場合の卸売販売額
(注)土地、家屋などの不動産及び株券、商品券、宝くじなどの有価証券の売買は年間商品販売額に含めないでください。

(3) 卸売、小売の区分

「卸売」とは小売業又は他の卸売業に商品を販売した場合をいいます。
なお、次の場合も「卸売」となります。
ア. 鉱工業、建設業、運輸通信業、サービス業(ホテル、病院、理髪店、学校など)、官公庁又はその他の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売した場合。
イ. 業務用に主として使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農機具を除く)、建設材料、(木材、セメント、板ガラス、かわら)などを販売した場合。

「小売」とは個人用又は家庭用消費のために商品を販売した場合及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売した場合をいいます。
(注)小売店であっても、例えば酒類小売店が飲食店に酒類を業務用に販売したような場合は「卸売」となりますので、一般家庭への小売分は「45211 酒・調味料(小売)」、飲食店への卸売分は「40531 酒類(卸売)」のようにそれぞれ分けて記入してください。

項目10. 修理工料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は商品販売の仲立を行っている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には例えば「時計修理」、「DPE」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

項目11. 商品手持額

調査日(昭和57年6月1日)現在でこの店が販売の目的で保有しているすべての手持商品(製造小売業の場合は原材料、半製品を含みます。)の総額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在によっても差し支えありません。商品手持額は次のように記入します。

- (1) 商品手持額の評価は、原則として仕入原価によります。
- (2) 営業倉庫又は他の場所にある自家倉庫、置場などに保管してある商品あるいは買入れた商品が輸送中か又は売手の手元にある場合、又は試用販売のため、一般家庭などに保管を依頼した商品なども商品手持額に含めます。
- (3) 他から販売を委託されている商品(受託品)は、この商店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品(委託品)は、この店の商品手持額には含めません。